

注 記

1.重要な会計方針

(1)引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上する。

退職給与引当金

期末要支給額 237,778,973円より、(公財)群馬県私学振興会よりの交付金 210,616,473円を控除した金額について計上することとしている。

(2)その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は純額で表示している。

2.重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文部科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3.減価償却額の累計額の合計額

2,479,237,391 円

4.徴収不能引当金の合計額

780,070 円

5.担保に供されている資産の種類

なし

6.翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7.当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8.その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 純額で表示した補助活動に係る収支

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
補助活動支出	185,515,094	給食活動収入	3,237,260
		教材活動収入	268,954,247
計	185,515,094	計	272,191,507
純 額			86,676,413